

深谷市生活交通確保維持改善計画

(地域内フィーダー系統)

平成27年 6月26日
深谷市地域公共交通会議会長
深谷市副市長 長 原 一

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

深谷市は面積が138.41km²、人口144,468人(H22国勢調査)で埼玉県の北西部に位置し、平坦な地形を呈している。また、市内には広域的な移動手段であるJR高崎線と秩父鉄道の2つの鉄道で計6駅が整備されており、この鉄道と結節する地域間移動の足として、市内に民間路線バスが4路線運行されている。

コミュニティバス「くるリン」は、これらを補完する役割として平成12年度から本格運行し、平成27年度より現在の運行体制に再編されたところである。

再編にあたり実施した市民アンケートでは、回答者の約7割がコミュニティバスの継続を求めており、交通弱者や将来車の運転が困難になった際の移動手段を不安視している市民からコミュニティバスの必要性を広く認識されていることが示された。

このような結果を踏まえ、今後、高齢化が進み交通弱者が増加していく中において、交通弱者の病院・買い物施設等への足の確保が課題であり、効率的かつ効果的な公共交通ネットワークを構築・維持していくことが重要となる。

そこで、鉄道や民間路線バスとコミュニティバス「くるリン」を有効に結節させ、既存の公共交通を維持確保するとともに、交通弱者の足の確保および交通空白地帯の解消を目的として本計画を策定する。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

数値目標 の項目	使用する 指標	現 状 (H24参考)	中間年 (H27)	目 標 (H31)
i) コミュニティバス利 用者数の増 加 (人/年)	実測値	93,250 (全路線)	59,200 (対象路線)	61,300 (対象路線)
ii) 利用者の 満足度の向 上	利用者 アンケート	別紙参照(P7) (H25)	各項目と もH25以上 の満足度	各項目と もH27以上 の満足度
iii) 収支率の向 上 (%)	実測値	9.0	10.3	11.5

(2) 事業の効果

- i) 交通空白地帯の解消
- ii) 交通弱者の目的地までの足の確保
- iii) 鉄道や民間路線バスとの連携によるネットワーク構築
- iv) 財政負担に配慮した持続可能な交通体系の実現

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 対象

市民に限らず誰でも利用可能

(2) 運行日

毎日運行（ただし、12月29日～1月3日は運休）

(3) 運行時間

7時台から19時台を基本とする

(4) 運賃

1日200円 乗り放題

(5) 割引制度

- ・未就学児 無料
- ・回数券 (200円券11枚綴2,200円分を2,000円で発行)
- ・障害者割引 100円割引 (1日100円乗降自由)
- ・定期券 1, 3ヶ月 (例: 30日 6,000円分を4,000円で発行)
- ・民間公共交通の乗継割引 (相互乗継利用者に対し一定額を割引)

(6) 車両

- ・小型バス車両 (29人乗、ノンステップバス)
(西循環便 1台)
- ・ワンボックス車両 (12人乗、福祉仕様 (車椅子リフト付))
(北部定期便 1台)
- ・ワンボックス車両 (9人乗、福祉仕様 (車椅子リフト付))
(北部デマンド、南部デマンド、岡部デマンド、川本デマンド、
花園デマンド (各1台) 計5台)

(7) 運行予定者

定時定路線型: (株) 協同観光バス

(北部定期便、西循環便)

デマンド: 花園観光バス (株)

(北部デマンド、南部デマンド)

デマンド: 深谷タクシー (有)

(岡部デマンド、川本デマンド、花園デマンド)

※表1添付

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表2のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

定時定路線型: (株) 協同観光バス

(北部定期便、西循環便)

デマンド：花園観光バス（株）
（北部デマンド、南部デマンド）
デマンド：深谷タクシー（有）
（岡部デマンド、川本デマンド、花園デマンド）

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表1又は3の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表1又は3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

深谷市コミュニティバスは、平成26年度で運行事業者との契約が満了し、平成27年度からは新たな路線で運行を開始したところであるが、前運行の車両がバリアフリー新法対応となっていないことから新たな車両を取得した。また、バリアフリー対応車両を導入することにより、本市の目的である高齢者等の運転免許証を持たない交通弱者の円滑な移動が可能となる。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 目標

平成26年度 ノンステップバス車両1台購入

ワンボックスバス車両1台購入

車椅子に乗ったままでの乗車が可能となるため利便性が向上し、これにより車椅子に乗ったままでの利用者数が平成31年度には20人に増加することを目標とする。なお、新運行が市民に浸透するまで時間を要することから各年度の目標値を以下のように設定する。

平成27年度	4人	平成28年度	8人
平成29年度	12人	平成30年度	16人
平成31年度	20人		

(2) 効果

車椅子に乗ったままでの乗車が可能となるため、車椅子の方の利用者数の増加が期待できる。

また、バリアフリー対応車両を導入することにより、本市の目的である高齢者等の運転免許証を持たない交通弱者の円滑な移動が可能となる。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

(1) 取得計画

平成26年度ノンステップバス車両(29人乗) 1台

ワンボックス車両(12人乗、福祉仕様) 1台

(2) 事業者 (株) 協同観光バス

(3) 費用の総額 別添表7

(4) 負担者 (株) 協同観光バス

(5) 負担額 別添表7(別添の表6及び表7又は表6-1及び表7-1のとおり)

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

代替車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成25年度

第1回 深谷市地域公共交通会議 平成25年 5月 1日

○会議の設置等

第2回 深谷市地域公共交通会議 平成25年 6月27日

○深谷市の現況、市民アンケート実施についての協議

第3回 深谷市地域公共交通会議 平成25年 9月27日

○市民アンケート結果報告、基本方針の設定

第4回 深谷市地域公共交通会議 平成25年11月26日

○基本計画の設定

第5回 深谷市地域公共交通会議 平成26年 2月12日

○実施計画の設定、生活交通ネットワーク計画（案）の協議

第6回 深谷市地域公共交通会議 平成26年 3月20日

○発注方法、契約方法についての協議

平成26年度

書面協議第1回（4月）

○地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
（地域公共交通調査事業等）

書面協議第2回（5月）

○事業Ⅱの仕様の見直しおよび再公募の実施

第1回 深谷市地域公共交通会議 平成26年 5月28日

○運行事業者についての協議

書面協議第3回（6月）

○交通不便地域局長指定の申請について
 ○深谷市生活交通ネットワーク計画（案）
 書面協議第4回（8月）
 ○デマンドバス停設置要件について
 第2回 深谷市地域公共交通会議 平成27年 2月25日
 ○予算の繰越について

平成27年度
 第1回 深谷市地域公共交通会議 平成27年 5月27日
 ○平成26年度決算、平成27年度予算の承認について
 平成27年度事業計画について

15. 利用者等の意見の反映状況

(1) 市民アンケート

対象者 : 地区ごとに無作為抽出した15歳以上の市民3,000人

実施期間 : H25年7月5日からH25年7月19日まで

回収率 : 46.2%

(2) 利用者アンケート

対象者 : コミュニティバス利用者

実施期間 : H25年7月8日からH25年7月26日まで

回答数 : 125件

(3) 乗降調査

概要 : コミュニティバスの全バス停における乗降者数

実施期間 : H24年8月1日から平成25年7月31日まで

(4) OD調査

対象者 : コミュニティバス利用者

実施期間 : H25年7月9日 始発から終発まで

サンプル数 : 337件

(5) 「市長と語る集い」各自治会への意見募集

対象者 : 自治会に所属する全市民

実施期間 : H25年10月15日からH25年12月27日

まで

回答数 : 13件

16. 協議会メンバーの構成

構成員	団体名および役職
一般乗合旅客自動車運送事業者	国際十王交通(株) 営業部次長
	武蔵観光(株) 常務取締役
	花園観光バス(株) 代表取締役
	(株)協同観光バス 専務取締役
一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人 埼玉県バス協会 専務理事
一般乗用旅客自動車運送事業者	深谷タクシー(有) 代表取締役
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会 専務理事
住民又は利用者の代表	深谷市自治会連合会 会長、副会長(2名)
	深谷市老人クラブ連合会 会長
	深谷市民生委員・児童委員協議会 会長
	深谷商工会議所 会頭
	ふかや市商工会 会長
	深谷市大里郡医師会 会長
関東運輸局長(埼玉運輸支局長)又はその指名する者	国土交通省 関東運輸局 埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官
道路管理者、埼玉県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	埼玉県 企画財政部 交通政策課 主幹
	埼玉県熊谷県土整備事務所管理担当課長
	深谷警察署 交通課 交通規制係長
	寄居警察署 交通課 課長

一般旅客自動車運送事業者 の事業用自動車の運転者が 組織する団体	国際十王交通労働組合 執行委員長
深谷市副市長	深谷市副市長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例 を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計 画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統 の輸送量の増加目標
地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。